

東京都の取組状況について



中央環境審議会土壌農薬部会

令和2年1月17日

東京都 環境局 環境改善部

目次



- 1 調査・措置の適切な実施による安全の確保
 - 各種届出件数、区域指定件数の推移
- 2 適切なリスク管理の促進（改正法の施行事例）
 - 操業中事業所等における調査報告事例
 - 措置計画書の指示、計画書の届出事例
 - 飛び地間移動の事例
- 3 適切な情報開示、周知活動による安心感の向上
 - 台帳の閲覧・公開の充実
- 4 その他（課題等）

1 調査・措置の適切な実施 による安全の確保

～ 各種届出件数、区域指定件数の推移 ～

土壌汚染対策法の届出等の状況(3条関係)

□ 法3条 有害物質使用特定施設の廃止

手続の種類	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
法3条1項 調査報告	32	60	48	45	49	51	60	68	49
法3条1項 ただし書き 確認申請 (調査猶予)	20	55	37	67	63	66	82	57	66
規則3条 特定有害物 質の種類のお知らせ	3	3	9	1	0	0	0	0	0

- ✓ 法3条の届出のうち約5割が調査猶予 (H30年度までの統計)
- ✓ 都は全国と比較すると調査猶予の割合が低く、調査実施割合が高い傾向
※全国は約8割が調査猶予 (H27年度までの統計)

土壌汚染対策法の届出等の状況(4条,14条関係)

□ 法4条 一定規模以上の土地の形質の変更







手続の種類	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
4条1項 形質変更届	343	370	369	406	382	466	471	460	407
4条2項調査報告命令 (H30より3項)	69	16	3	0	0	0	0	0	0
4条2項 調査報告 (H30より3項)	75	27	5	0	0	0	0	0	0
4条2項 調査報告	-	-	-	-	-	-	-	-	52

法4条案件について
調査命令の発出前に
自主申請をしている

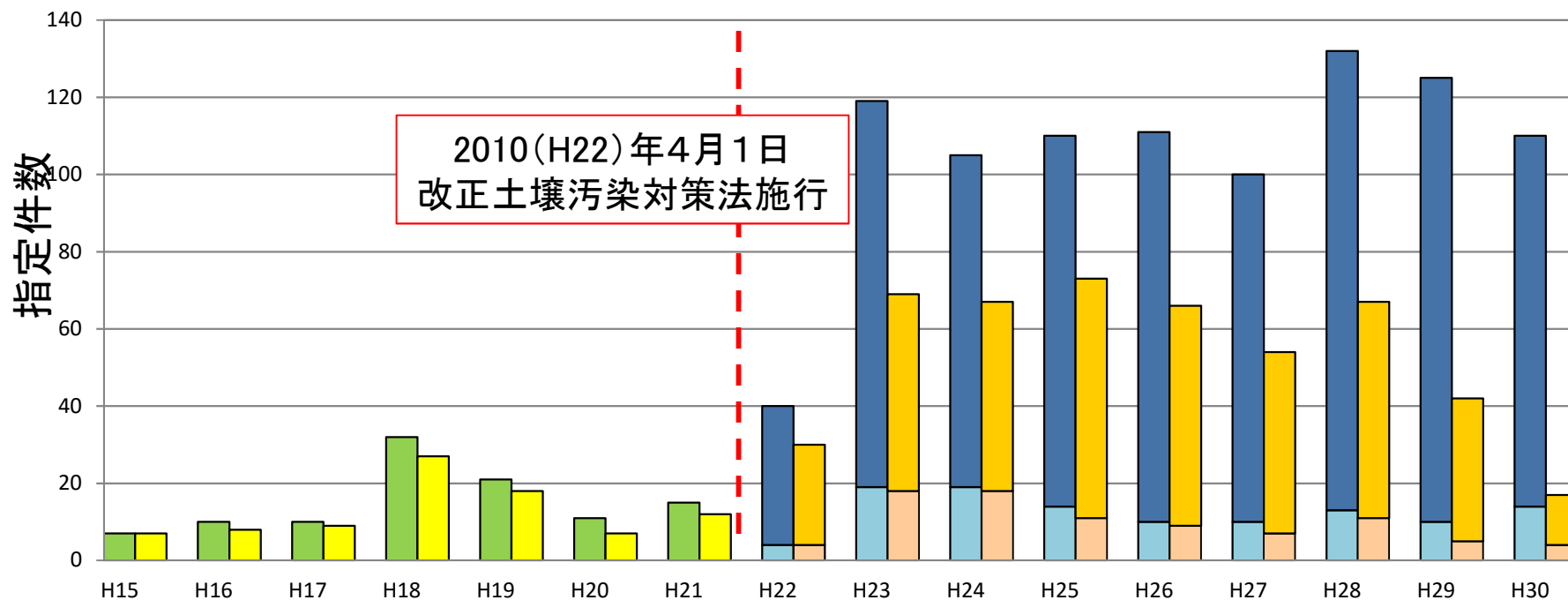
□ 法14条 指定の申請(自主申請)

手続の種類	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
14条 指定の申請	3	83	96	141	120	101	131	109	95

土壌汚染対策法の届出等の状況 (区域指定件数の推移)

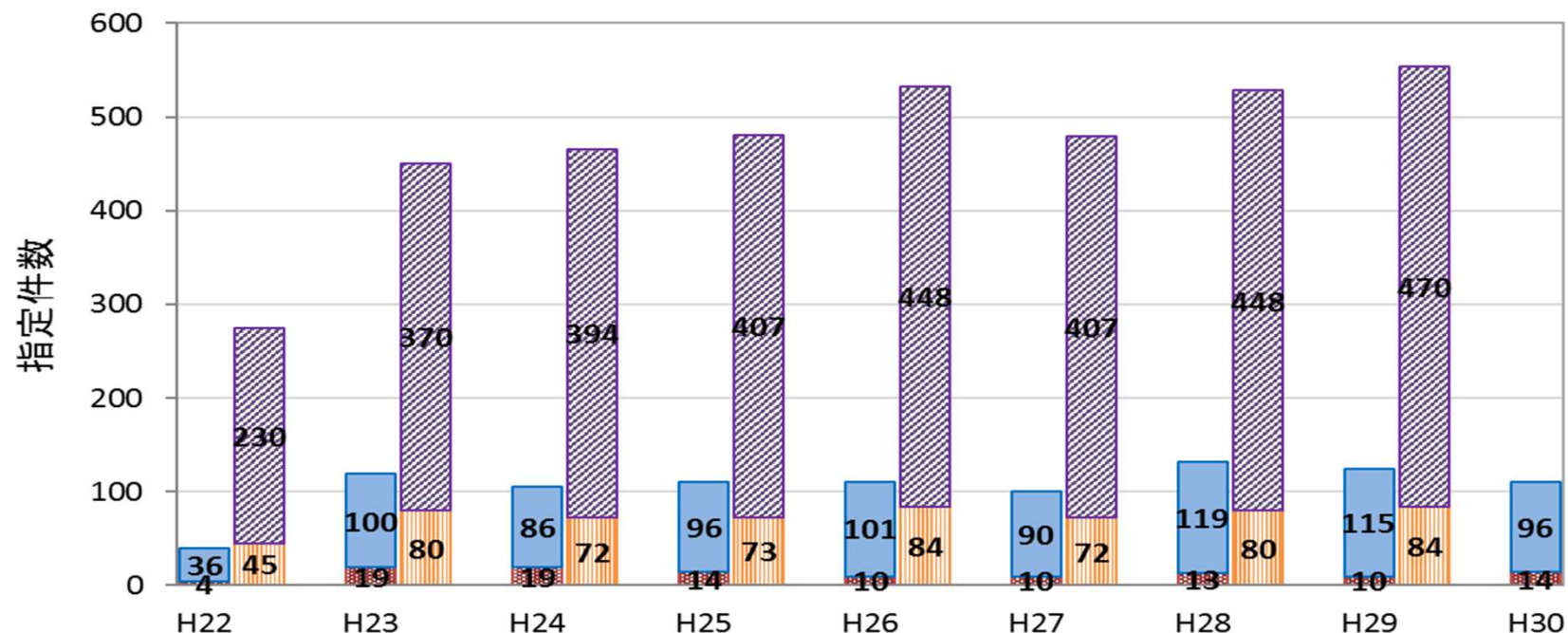
区域の種類		凡例	
		指定	解除
法施行からH21年度まで	指定区域		
	形質変更時届出区域		
H22年度以降	要措置区域		

各年度の指定区域のうち、H30年度末時点で解除されている件数



土壌汚染対策法の届出等の状況 (区域指定件数の推移) 全国との比較

	凡例	
	形質変更時要届出区域	要措置区域
東京都		
全国(H30年度のデータなし)		



- ✓ **H29年度の都の総指定件数は125件、全国は554件**
※都は全国の4分の1弱を占めている
- ✓ 指定区域に占める要措置区域の割合は全国で約15～18%に対し、都は年度によりばらつきがあるが、H22～30年度の平均は約12%で、全国と比べ若干低い割合。

区域指定及び解除の推移

総指定件数：1058件
解除件数：573件
H30年末時点指定件数：485件

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度末時点の指定件数	163	222	266	306	360	429	485

各年度、指定件数＞解除件数となっているため、
区域指定件数は年々増加傾向にある

例) H30年度新規指定件数が110件、解除件数が54件

➡ 指定を解除せずに、適切に管理する
事例が増えてきている

土壌汚染対策法の届出等の状況 (12条,16条,完了報告関係)

手続の種類	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
法12条 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出	57	207	204	283	308	298	254	263	268
法16条 汚染土壌区域外搬出届出	52	145	167	291	307	216	201	187	201
法16条 搬出土壌の基準適合認定	3	3	16	18	9	4	13	10	11

区域指定件数の増に伴い、
区域指定後の手続き件数増が継続

2 適切なリスク管理の促進 (改正法の施行事例)

- 操業中事業所等における調査報告事例
- 措置計画書の指示、計画書の届出事例
- 飛び地間移動の事例

○操業中事業所等の調査報告事例

改正法施行後（H31年度）の届出

○法3条7項

（3条1項ただし書の確認を受けた土地における調査）

	業種	形質変更面積	敷地面積
①	印刷（文京区）	9,949 m ²	22,207 m ²
②	研究所等（荒川区）※	1,248 m ²	13,106 m ²

※ただし書を解除して3条1項で届出予定

○法4条1項（操業中工場）

	業種	形質変更面積	敷地面積
①	大学（文京区）	2,523 m ²	45,088 m ²
②	大学（豊島区）	2,200 m ²	205,038 m ²
③	食品製造等（板橋区）	1,491 m ²	13,726 m ²

○要措置区域：計画書の届出事例

○法7条1項汚染除去計画書（法改正事項）

H31年度の届出数：9件（12月末時点）

※法3条案件：7件、法4条案件：2件

○要措置区域指定数（H31年度）：4件（12月末時点）

※その他、2件はH30年度案件、3件は指定手続き中

○措置内容に関する計画提出命令：7件（12月末時点）

※2件は、命令発出前に計画書が提出された

○指示措置＝実施措置：5件

※実施措置：地下水の水質測定4件、原位置封じ込め1件

○指示措置≠実施措置：4件

※実施措置：掘削除去＋原位置浄化2件

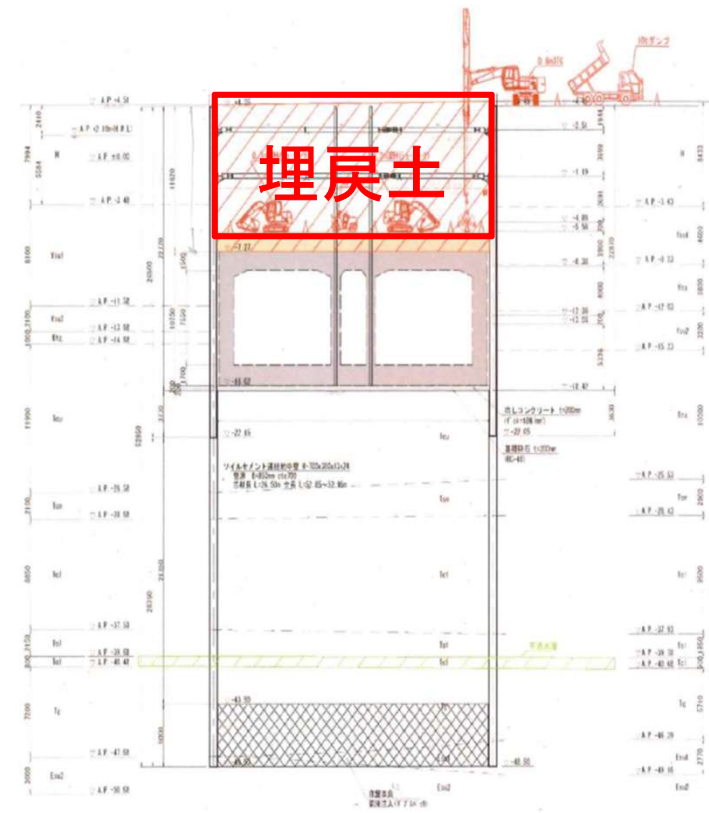
掘削除去のみ1件、原位置浄化のみ1件

汚染除去等計画書届出一覧

	契機	業種等	不適合物質	指示措置	実施措置
①	3条	洗浄施設 (目黒区)	トリクロロエチレン	原位置封込め 遮水工封込め	掘削除去 原位置浄化
②	4条	— (中野区)	六価クロム(溶出)	地下水の水質の 測定	地下水の水質の 測定
③	3条	電気めっき (中野区)	クロロエチレン ふっ素、ほう素(溶出)	原位置封込め 遮水工封込め	原位置封込め等
④	3条	電気めっき (中野区)	六価クロム(溶出)	地下水の水質の 測定	地下水の水質の 測定
⑤	3条	研究所 (世田谷区)	六価クロム(溶出)	地下水の水質の 測定	地下水の水質の 測定
⑥	3条	クリーニング (世田谷区)	テトラクロロエチレン	地下水の水質の 測定	掘削除去
⑦	3条	研究所 (世田谷区)	テトラクロロエチレン	地下水の水質の 測定	地下水の水質の 測定
⑧	3条	クリーニング (板橋区)	テトラクロロエチレン	原位置封込め 遮水工封込め	掘削除去 原位置浄化
⑨	4条	— (世田谷区)	シス-1,2-ジクロロエチレン	原位置封込め 遮水工封込め	原位置浄化

○飛び地間移動の活用事例

- 現在「埋立地管理区域」として指定(汚染状態は「埋立地特例区域」相当)
- 仮置きしていた発生土を同一工事(調査)範囲内で飛び地間移動し、
陸上トンネル(連続地中壁で仕切)の埋戻土として有効活用
- 土壌の移動は法12条及び法16条届出(運搬基準を遵守)
- 上部は最終的にアスファルト又はコンクリートで被覆



3 適切な情報開示、周知活動 による安心感の向上

- 指定解除された要措置区域等の紙台帳の閲覧による公開
- 区域指定台帳のインターネット公開

○区域指定台帳の情報公開

○区域指定された際は台帳を調製(法15条)

H15年～ 区域指定台帳を公開

○区域解除された際の台帳を調製(改正法15条)

H30年～ 区域指定解除台帳を公開

※H30年度以前に区域指定が解除されたもの

⇒「消除台帳」として整理し公開(内容は解除台帳と同様)

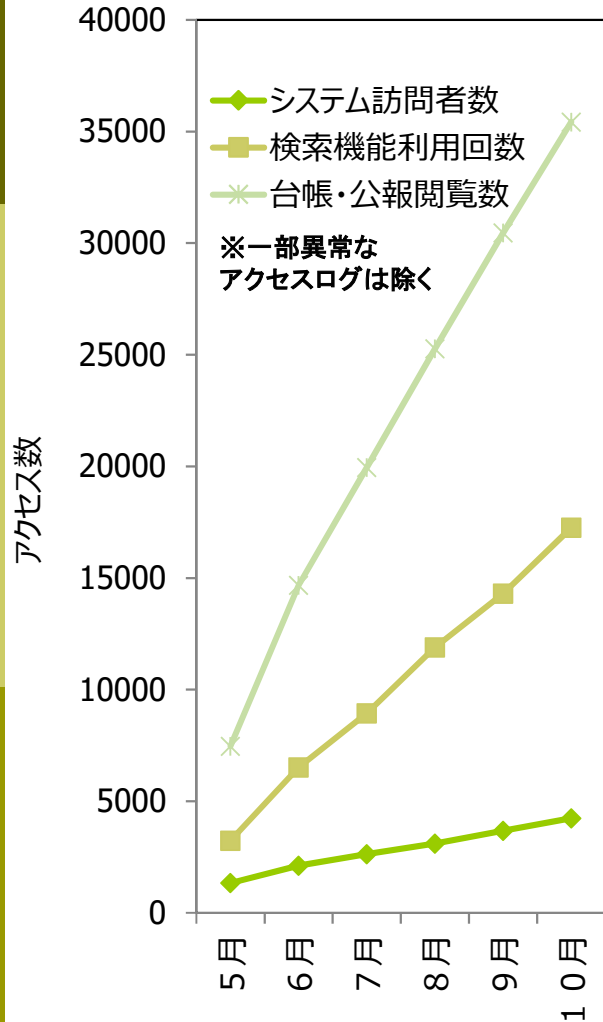
閲覧方法

- ・都の庁舎にて閲覧(紙ベース)
- ・土壌汚染情報公開システム

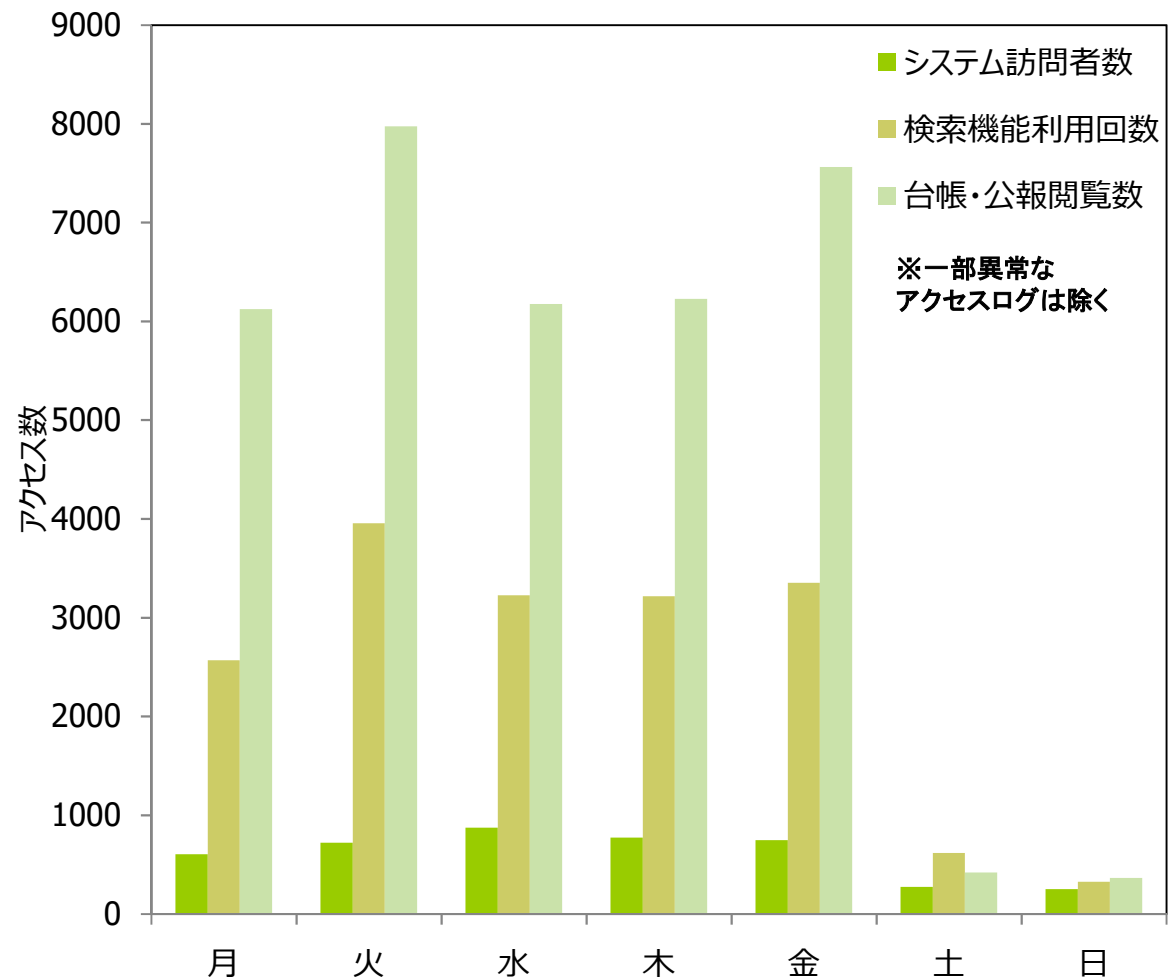
(WEB上で検索・閲覧可能。R元年5月15日より運用)

(参考) 台帳公開システムの運用実績

月ごとのアクセス数の累積



曜日ごとのアクセス数(運用開始～10月)



- ・システム訪問者 : **500～1300人/月**
- ・台帳・公報の閲覧: **5000～7000件/月**

・平日のアクセスが大多数

4 その他（課題等）

（1）土壤汚染対策制度の課題

- 深度方向の汚染状態が考慮されない届出義務

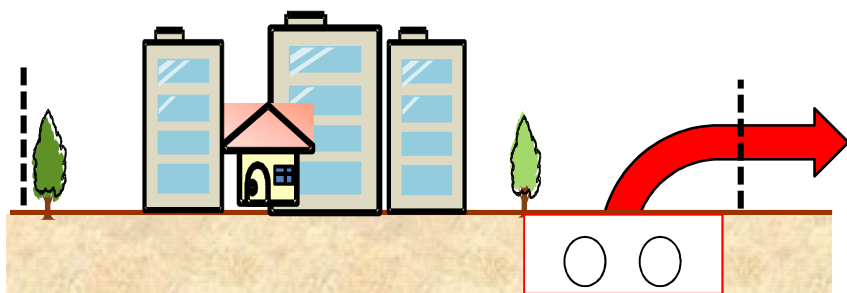
（2）東京都における課題と取組

- 中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン
- 土壤汚染対策アドバイザー制度

深度方向の汚染状況が考慮されない届出義務

【現状・課題】

形質変更時要届出区域
に指定されている土地



配管の維持管理
等のための掘削
基準適合土壌

自然由来等基準不適合土壌
(砒素・鉛など)

断面図

○基準不適合土壌がない深度における形質変更についても、汚染土壌を前提とした届出が必要

- ・形質変更時 12条の届出
- ・区域外搬出時 16条の届出

汚染土壌 又は 指定項目の
認定調査※
↓
汚染土壌処理施設
へ搬出

※工期等の事情により、調査を行わず、汚染土壌処理施設に搬出される事例も多い。

東京都における土壌汚染の課題

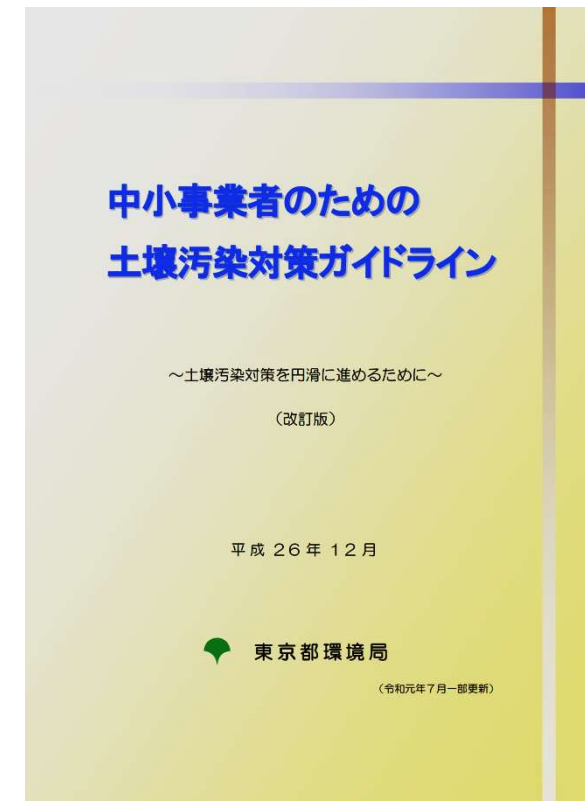
- 特に中小事業者が円滑に土壌汚染対策を進めることが困難

背景	○ 知識・情報の不足 (法や条例等の内容、土壌汚染調査や対策に関する知識・情報が不足)
	○ 対策の高コスト化 (掘削除去の偏重、土地が狭隘で対策費が割高)
	○ 乏しい資金力 (操業のための借入金等により、対策費の捻出が困難)
	○ 操業中の対策不足 (未然防止対策や操業中の汚染状況の把握及び対策実施の取組が不十分)

中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン

～土壌汚染対策を円滑に進めるために～

- 土壌汚染による健康リスク
- 土壌汚染の調査・手続き等に関する基礎的な知識
- 合理的な土壌汚染対策を選択するための具体的な手順

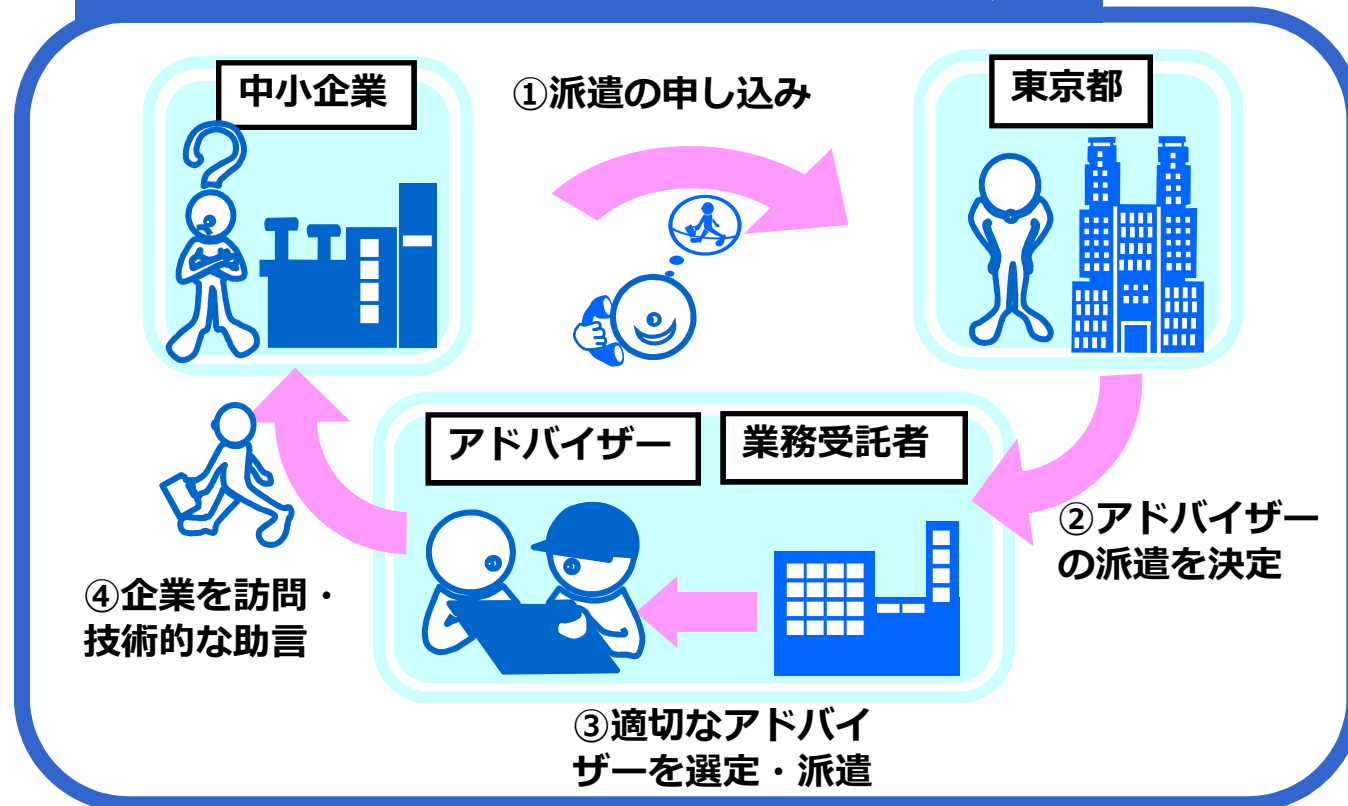


東京都環境局のHPからダウンロードできます。

土壌汚染対策アドバイザー制度

中小事業者による円滑な土壌汚染対策の取組を支援・促進するため、技術的な観点から適切なアドバイスを行う専門家を派遣する東京都独自の制度（H23年度～）

土壌汚染対策アドバイザー派遣制度のしくみ



土壌汚染対策アドバイザー制度

アドバイス 内容（例）

- ✓ 土壌汚染対策の手順、法令の手続きの方法
- ✓ 土壌汚染状況調査の方法、調査の際の留意点
- ✓ 事業者に合わせて合理的な対策手法の提案
- ✓ 土壌汚染の未然防止対策や作業中に可能な対策の提案

派遣対象

- ・ 都内の中小事業者で、施設の廃止に伴い法令の適用を受ける中小事業者（又は土地所有者）
- ・ 現在作業中で、将来、法令の適用を受ける中小事業者（又は土地所有者）

※アドバイザーの派遣にかかる費用は無料
（調査や対策に要する費用は事業者の負担）



ご清聴ありがとうございました